

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会	執行機関名 千代田区教育委員会
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	千代田区	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	千代田区児童育成手当条例(昭和46年千代田区条例第14号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの(育成手当に限る)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千代田区条例第30号) 別表第1 第3の項 千代田区児童育成手当条例(昭和46年千代田区条例第14号)による児童育成手当の支給に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	千代田区児童育成手当条例第1条及び第4条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、千代田区の区域内に住所を有するものに支給する。 (1) 父若しくは母が死亡し、若しくは千代田区規則(以下「規則」という。)で定める程度の障害の状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
⑦独自利用事務の関連規範		千代田区児童育成手当条例 千代田区児童育成手当条例施行規則